

「反撃能力」について

反撃能力

我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力

専守防衛

- ①相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使
- ②その態様も自衛のための必要最小限にとどめる
- ③また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど

憲法に則った受動的な防衛戦略の姿勢